

マイナンバーカードと 保険証の一体化について

⚠️ご注意ください！

(令和6年4月時点)

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※今回お手元に届いた保険証は令和7年 月 日まで有効です

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！



2 本人確認

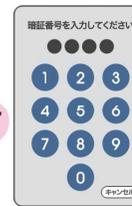
顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



OR

暗証番号



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手帳以外の診療・処方情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

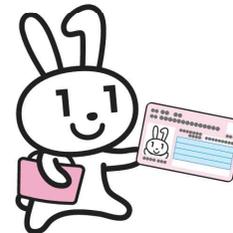
同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

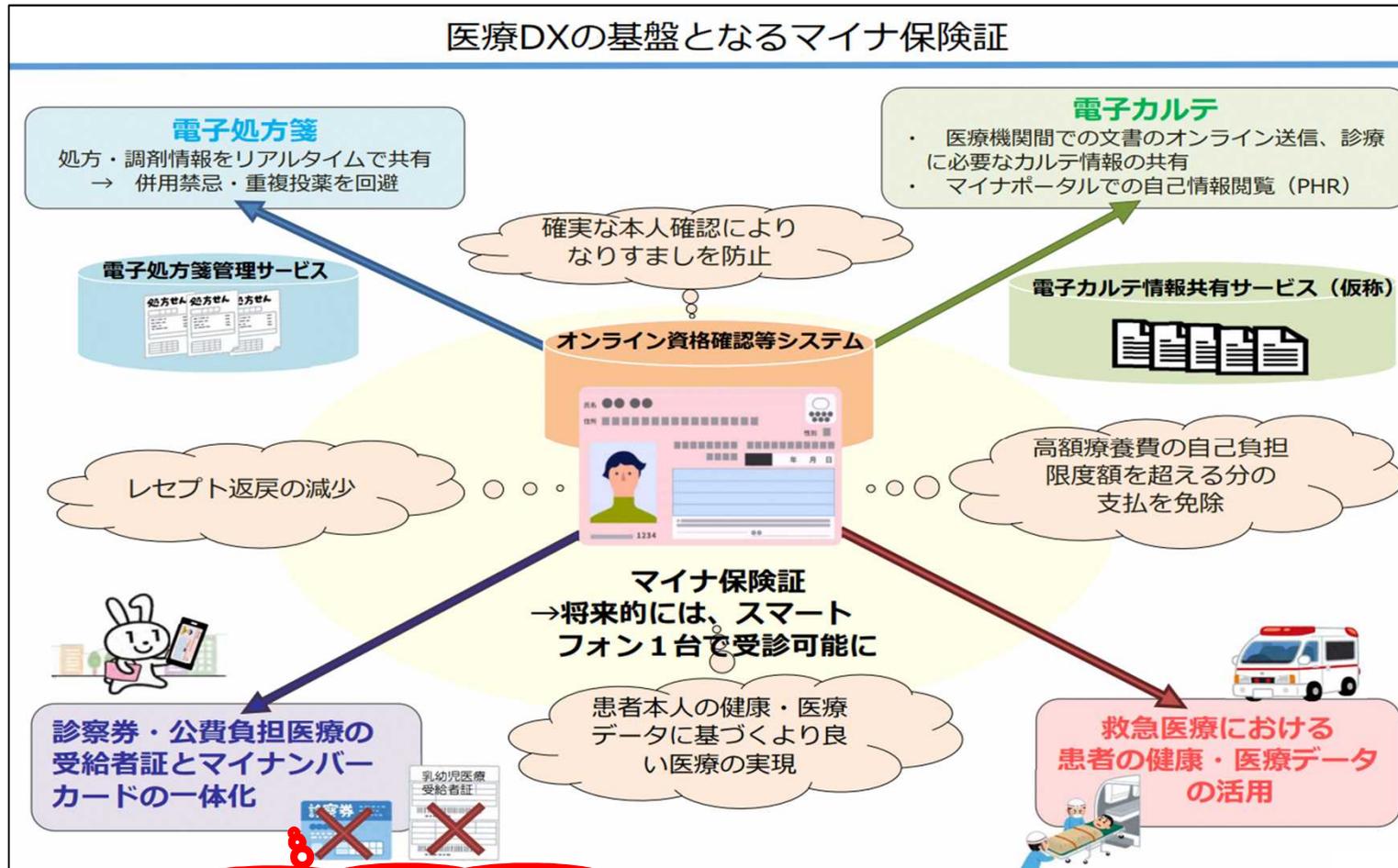
③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

マイナ保険証の仕組み、メリット等

令和6年12月2日に被保険者証（以下「保険証」という。）の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行



※ 第5回マイナンバー情報総点検本部資料

マイナンバー法等の一部改正法

- 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置を設けている。

公布日：令和5年6月9日

施行日：令和6年12月2日



保険証の発行等に係る変更点について

従来

発行件数は、令和6年2月1日現在

種類	対象者	負担割合	有効期限	本市における発行世帯
通常証	保険税に5期以上の滞納がない世帯	2割または3割	1年	
短期被保険者証	5期以上の国保税の滞納世帯	2割または3割	原則として6か月	74世帯
資格証明書	特別な理由なく1年以上の国保税を滞納している世帯	10割	1年	24世帯

※一定以上の国保税の滞納世帯においては、納付相談等の滞納者との接触機会の確保を図るため、短期被保険者証等を発行
※資格証明書を交付した世帯においては、医療機関で一旦10割を支払っていただき、後日申請により特別療養費として、保険給付割合相当額をお返しする(お返しする金額から未納になっている保険税に納付充当をお願いしている。)



マイナ保険証を主体とした制度への移行後

種類	対象者	負担割合
マイナンバーカード	マイナ保険証取得者	2割、3割または10割
資格確認書	マイナ保険証未取得者	2割、3割または10割

※一定以上の国保税の滞納世帯に対しては、特別療養費に変更する旨の事前通知を行い、医療機関の窓口で医療費を全額(10割)支払っていただいた後、本人からの申請により、保険給付分(7割または8割分)の払い戻しを受けることができる。

資格確認書・資格情報のお知らせとは・・・

マイナ保険証を取得されていない方には、資格確認書を交付します。また、マイナ保険証を取得されている方には、資格情報を把握いただくため、資格情報のお知らせを交付します。

区分	資格確認書	資格情報のお知らせ
対象者	マイナ保険証未取得者	マイナ保険証取得者
有効期限	原則1年	70歳以上 原則1年 69歳以下 期限なし
様式	カード型、はがき型 ※従来の保険証と同じ	A4
記載項目	住所、氏名、性別、生年月日、世帯主氏名、被保険者記号、番号、枝番、保険者番号、保険者名、適用開始日、交付日、負担割合・発効期日(70歳以上のみ)、有効期限 等	氏名、被保険者記号、番号、枝番、保険者番号、保険者名、適用開始日、交付日、負担割合・有効期限・発効期日(70歳以上のみ)、このお知らせでは受診不可の旨 等
申請の有無	申請不要 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができる(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付される。)	新規資格取得時や負担割合の変更時に交付

資格情報のお知らせとは・・・

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトリ タロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、有効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70 歳以上のみ記載)

対象

マイナ保険証を保有している方
(健康保険証利用登録を行っている方)

目的

被保険者証の廃止に伴い、マイナ保険証
の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に
把握できるよう、新規資格取得時や負担
割合の変更時等に交付する。

今後の予定について

令和6年8月1日 保険証一斉更新（有効期限：令和7年7月31日）



令和6年12月2日 改正マイナンバー法施行
⇒保険証の新規発行停止、廃止

※本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、有効期限まで（最長で令和7年7月31日まで）は使用可能。ただし、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合等は、使えなくなる。



この間に退職や転入等により新たに本市国民健康保険の資格を取得された場合は、保険証は発行されないため、マイナ保険証のある方には資格情報のお知らせを交付し、マイナ保険証の無い方には資格確認書を交付する。

令和7年7月31日 現行の保険証の有効期限到来



令和7年8月1日 資格確認書または資格情報のお知らせを一斉交付